

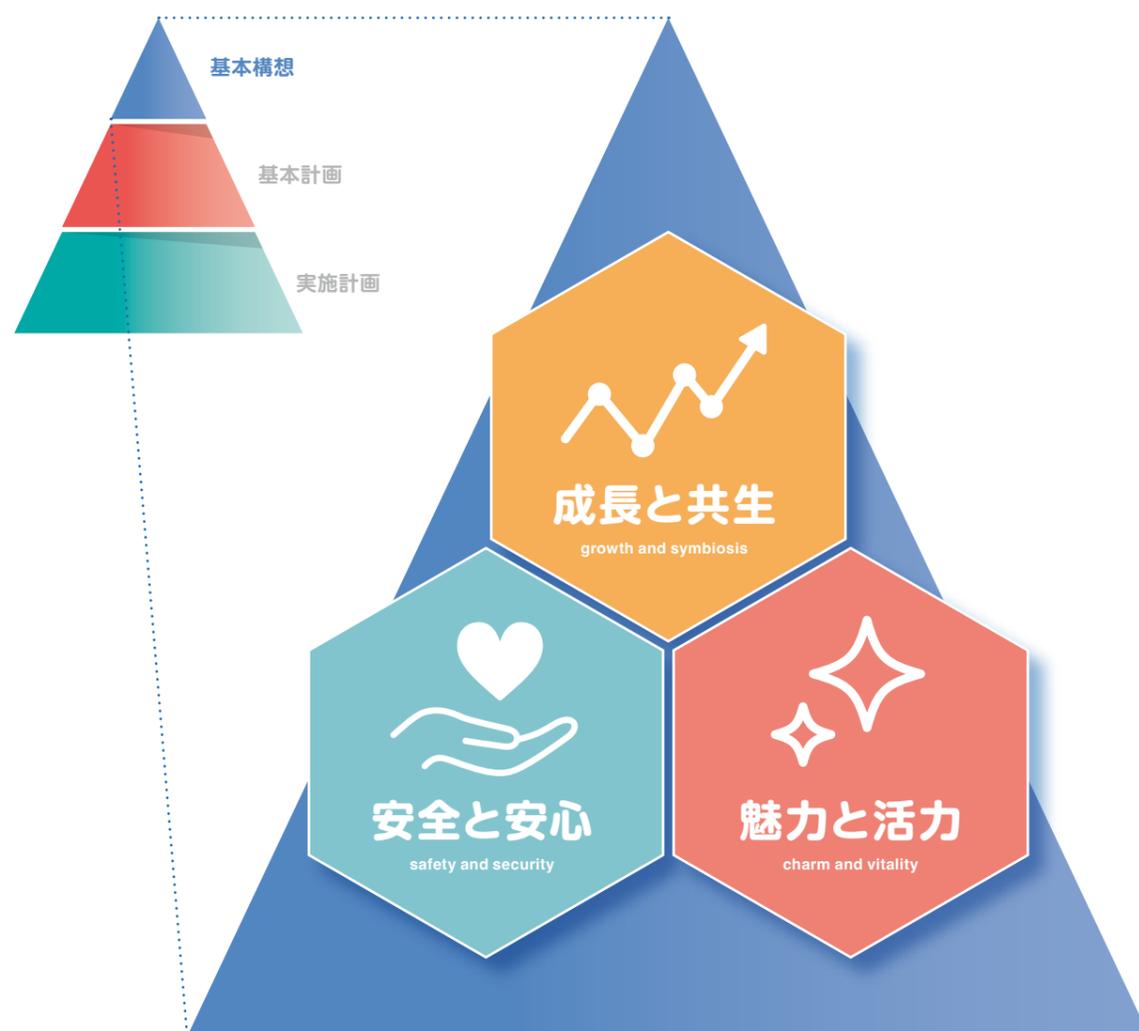
Ⅱ 基本構想

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 将来都市像
- 3 将来人口推計
- 4 政策大綱



まちづくりの基本理念

令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)までの10年間を計画期間とし、令和17年(2035年)を目標年次とするまちづくり計画を進めるうえで、その基礎となる考え方を「まちづくりの基本理念」として、次のとおり掲げます。



I . 成長と共生

子どもがのびのびと成長でき、
誰もが温かく共に支え合いながら
暮らし続けるまちづくり



● 家族や周囲の大人からの愛情や支えが感じられる環境は、子どもの心に安心感を与え、幸せを感じる基盤となります。また、子どもが自分らしさを発揮でき、その個性が認められる環境は、心の成長に大きくつながります。学校や家庭で、一人ひとりの特性を尊重し、その個性を伸ばす教育や対応がなされる社会づくりを目指します。

● 高齢者が社会で役割を持ち、貢献できる機会を持つことは、生きがいを感じる大きな要素です。そのためには地域全体で支え合う「共生」の考え方が必要であり、高齢者も地域社会の一員として尊重され、支援が行き届く社会を目指します。

● 社会全体が障がいや多様性の受容・尊重について理解し、受け入れるための教育や啓発活動が不可欠です。住民向けの啓発事業や広報活動に関する理解を深める機会を増やし、偏見や差別をなくすことが、「共生」社会の基盤となります。障がいの有無に関係なく、また、多様性を受容・尊重しながら、地域の行事や活動に参加できる機会を提供し、すべての人がコミュニティの一員として歓迎される社会づくりを目指します。

- | | |
|-----|-------------------------|
| I-1 | 子どもの成長を支える環境の整備 |
| I-2 | 高齢者の生きがいを支える社会の構築 |
| I-3 | 多様な背景を持つすべての人を尊重する社会の実現 |
| I-4 | 地域全体で支え合う温かいコミュニティの形成 |



Ⅱ . 安全と安心

市民が安心して心豊かに過ごし、
来るべき災害に備え
安全を追求するまちづくり

● 来るべき地震や津波などの災害に備え、日頃から関係機関と連携を図り、非常用食料の備蓄や防災資機材の確保、効率的で迅速な避難所運営体制の構築を進め安全を確保することで被害を最小化し、災害後も迅速に復旧するまちづくりを目指します。

● 道路は、地域住民の利便性を向上させるのみならず、災害時の避難道路としての向上を図るとともに、国と連携した港湾の整備や、居住水準の改善による質的充実を目指した市営住宅を整備します。

また、生活環境施設・設備の計画的な更新・整備や地震などの災害に強い上下水道施設の更新、緑が育まれ市民がリラックスできる公園整備を推進します。

公共交通機関は、市民が便利に移動できるバスの運行ルートや頻度の検証、アクセスの改善などを通じた交通ネットワークの整備を目指します。

● カーボンニュートラルを実現するため、再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の向上を図り、持続可能な都市基盤を築きます。

- Ⅱ-1 防災・減災対策の強化と防災資機材の充実
- Ⅱ-2 機能的で洗練された都市基盤の整備・更新
- Ⅱ-3 カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組



Ⅲ . 魅力と活力

誰もがこの土地に誇りを持ち、
地域資源を活用しながら魅力を
創造するまちづくり

● 本市は、豊かな自然環境と特色ある文化、歴史を持つ地域です。こうした環境は私たちの誇りでもあります。これまで気付かずにいた地域のあらゆる資源を再発見し、その価値を高め、市民や本市を訪れる方にとって魅力を最大限に感じ取ってもらうことが重要です。そのためには、観光資源としての自然環境の保護や、伝統的な漁業や農業の振興、また地域文化の継承と発展などが重要です。

● まちづくりのアプローチには、市民一人ひとりが主体的に関わり、その声を反映するプロセスも大切にします。地域資源の活用や魅力創造においては、市民の意見やアイデアを尊重し、共に考え、行動することで、真に地域に根ざしたまちづくりを実現します。

● 市民が本市の魅力や価値を「誇り」と感じる意識の向上を目指し、「地方だから出来ない」のではなく、「この地だからこそ出来る」と諦めずに挑戦できる環境を整備し、大胆な発想の転換に資する取組について積極的に支援します。

また、これからの時代に求められる新たな価値観やニーズに対し、積極的に応えるまちづくりを進め、環境に優しい生活スタイルやデジタル技術を活用した地域サービスの導入など、時代の変化に柔軟に対応でき、取り入れようとする人材育成を促進します。

- Ⅲ-1 地域資源の再発見と価値の最大化
- Ⅲ-2 市民の声を反映した地域主導のまちづくり
- Ⅲ-3 地域の誇りを次世代へつなぐ未来志向のプロジェクト
- Ⅲ-4 新しい生活スタイルへの理解と醸成

将来都市像

1 まちづくりの将来都市像

全国的な課題である人口減少や高齢化社会を迎えるにあたり、今の世代だけではなく、未来の世代に対しても責任を持ちながら、本市を発展させていくために目指すべき将来都市像として次のとおり掲げます。

目指すべき将来都市像

未来志向で共に創る 海と大地に生きるまち 根室



未来志向で共に創るまちづくり

「未来志向」は、人口減少や高齢化といった社会的問題に対応しながら、これからの私たちの取組が未来の世代に対し責任を持つ持続可能なまちづくりを進めていく意思を込めており、また、デジタル技術の活用等革新的な取組を通じて、次世代に向けた成長の可能性を開拓することを目指しており、「共に創る」は、人口減少社会を見据え、市民、行政、企業などあらゆる地域に根ざした人々が協力し、意見を交換し、共に考えていく地域社会の形成を目指しています。

海と大地に生きる本市の発展

「海と大地」は、漁業・農業の発展を支え、国内外に本市が誇る水産物や農産物を届ける役割を果たし、豊かな自然景観や観光資源としても高い可能性を秘めており、また、単に資源を提供してくれる場にとどまらず、蓄積された技術を通じた伝統や文化を育んできた場でもあり、今後も未来にわたり活用、保全されるべき本市の発展基盤です。

未来志向で共に創る海と大地に生きるまち根室

I 成長と共生

II 安全と安心

III 魅力と活力

2 まちづくりの基本目標

目指すべき将来都市像を実現するために、まちづくりの基本的な目標として「6つの政策目標」と「基本構想の推進方針」を定めます。

|ま|ち|づ|く|り|の|政|策|目|標|

政策目標1～子育て・医療・福祉 安心して健やかに暮らせるまち P43

政策目標2～防災・都市基盤 災害に強く安心して生活できるまち P45

政策目標3～教育・文化 人を育み、文化を創造するまち P47

政策目標4～自然・共生 自然と調和し、うるおいを感じられるまち P49

政策目標5～地域経済 魅力あふれる地域資源を育み生かすまち P50

政策目標6～北方領土 北方領土の復帰をめざすまち P52

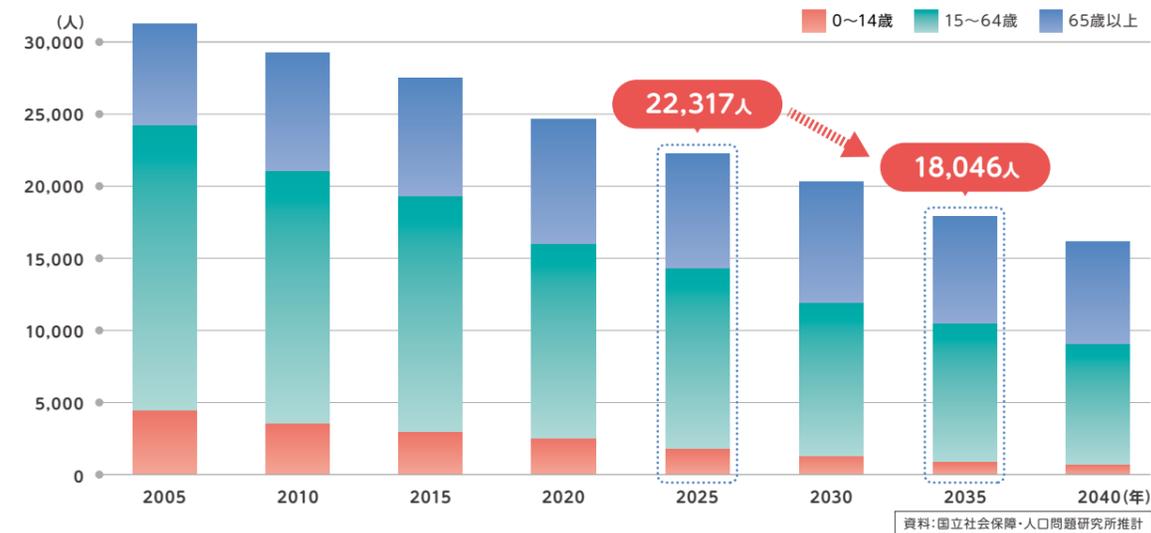
行政運営 基本構想の推進方針 P53

将来人口推計

国勢調査によると、本市の人口は昭和50年(1975年)の国勢調査では、45,817人に達し、これが本市の人口の頂点となりました。しかし、その後の50年間、人口は一貫して減少を続けています。この減少は、少子化と若年層の都市部への流出、高齢化の進行によって加速しており、地域社会の構造にも大きな影響を与えています。

本市の将来人口は、全国的な少子高齢化の影響を強く受け、現在は22,632人(令和6年(2024年)8月末現在)ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本総合計画が開始される令和7年(2025年)は22,317人からスタートし、最終ゴールである令和17年(2035年)には18,046人(対令和6年8月比、4,586人、20.3%減)になると推計しています。

このため、本計画における人口指標は、目標年次とする令和17年(2035年)を18,000人と想定したうえで、市民、企業、行政等が連携しながら「成長と共生」「安全と安心」「魅力と活力」の3つの基本理念を柱とした各施策について、10年後の目指すべき姿を意識しながら着実な推進を通して、人口減少という課題を克服し、この土地に暮らす人々の幸せと地域の発展を両立させる未来を築いていきます。



- I
- II 基本構想
- III
- IV
- V

政策大綱

政策目標 1～子育て・医療・福祉 **安心して健やかに暮らせるまち**

未来の本市で、市民誰もが安心して暮らし続けるまちにするためには、市民一人ひとりがみんなで支え合い、お互いを理解しながら、共に支え合う社会づくりを進めていくことが大切です。

安心して子どもを産み、子どもの成長の喜びを実感しながら、社会全体で子育てができる環境の整備や支援の充実のための取組を推進します。

また、高齢者や障がいのある方も含め、誰もが取り残されることなく、これからもずっと住み慣れたこの土地で、安心して暮らすことができるよう、地域で互いに協力して支え合うための仕組みづくりを推進します。

さらに、誰もが生涯にわたって暮らし続けられるよう、それぞれに適した支援の充実を図りながら、社会保障制度の適正な運用を推進します。

① 少子化対策・児童福祉・子育て支援の充実

未婚化や晩婚化の進行が指摘されているなか、結婚を希望しながら、踏み切れないカップルに対し、結婚を後押しする支援を進めます。

妊娠期も、気持ち穏やかに安らかに過ごしながら出産し、出産後も、安心して子どもを育てられる環境づくりを全面的にバックアップする相談体制の充実を図ります。

また、本市で育った未来を担う子どもたちが、自然豊かなこの土地で、笑いながら健やかに暮らし、のびのびとその個性が発揮され成長できるよう、家庭・企業の意識改革を醸成し、社会で子育てを総合的に応援する環境整備を行うことで、その魅力が発信され、市内外の子育て家庭に対し「子育てしやすいまち」として選ばれるまちを目指します。

基本施策

- 1-1 少子化対策・子育て支援体制の推進
- 1-2 子どもの成長への支援体制の推進

② 保健・地域医療の充実

市民が健康で安心して暮らせるよう、健康づくりに関し産学官連携事業の推進を図り、市民の健康意識を高め、病気の早期発見や重症化予防など、市民の健康増進を支援します。

デジタルコンテンツを活用した周知方法の拡大等による予防接種の接種率向上を図り、市役所新庁舎を活用した健(検)診会場の移転等受診しやすい環境づくりを進めるとともに、マイナポータルを活用した「市-受診者-医療機関」が連携した効率的な管理方法の仕組みを構築します。

また、市内医療機関で安心して医療を受けられる体制づくりに向け、修学資金の貸し付け等を活用した看護師等医療従事者の確保・定着に努めるとともに、市立病院並びに市立診療所の機能維持・整備

を図りながら、医療機関相互の連携や広域的な医療ネットワークの推進による地域医療体制の充実に努めます。

基本施策

- 1-3 健康づくりの推進
- 1-4 地域医療の充実

③ 高齢者福祉・介護福祉の推進

高齢者が健康で生きがいを持って暮らすために、介護予防・健康づくりの充実を図るとともに、医療や介護が必要となっても住み慣れた本市で安心して暮らし続けられるよう、介護人材の安定的な確保、在宅医療や看取りの体制整備、高齢者の住まいの確保、生きがい活動の場の整備に取り組んでいきます。また、これまでの「根室市版地域包括ケアシステム」の構築をさらに強化し、持続可能なケア体制を目指します。

基本施策

- 1-5 高齢者福祉・介護の充実

④ 障がい福祉・地域福祉・生活自立支援の充実

障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、健やかに暮らせるまちづくりを推進するとともに、障がいのある方には、自立した生活や社会参加への支援を進め、また、自らの選択により、ライフステージに応じた福祉サービスを利用できる体制の整備・充実を図ります。

地域のつながりを取り戻し、住民同士が支え合うまちづくりの推進に向け、地域資源の創出と福祉人材・団体の育成を図り、地域福祉ネットワークの強化を進めます。

また、生活に困窮している方の早期把握や、きめ細かな相談体制の充実を図るとともに、生活支援や自立支援プログラムの実践を通じて、セーフティネットの構築に取り組みます。

基本施策

- 1-6 障がい福祉の充実
- 1-7 地域福祉の充実
- 1-8 生活自立支援



政策目標 2 ～防災・都市基盤

災害に強く安心して生活できるまち

未来の本市を誰もが穏やかに笑顔で暮らすことができるまちにするためには、日々の暮らしのなかで安全・安心を実感できる環境づくりを進めていくことが大切です。

将来、日本海溝・千島海溝沿いを震源とする超巨大地震が起きると、20メートル強の津波が襲来する場所があると想定されており、防災・減災対策を推進し、地域防災力の充実強化を図ります。

また、生活の基盤となる道路の整備・充実に取り組むとともに、持続可能な交通体系の確保に努め、市民の憩いの場となる公園の充実や緑地の保全に取り組みます。

⑤ 防災・減災対策の推進

市民の生命と暮らしを守り、災害に強いまちづくりを推進するため、災害発生を想定した防災対策や災害発生時に即応できる防災体制の整備を推進するとともに、デジタル技術を活用し、災害対策本部で避難者情報や不足物資等をいち早く把握するなど効率的な避難所運営体制の構築や、ドローンなどを活用した被災状況のリアルタイムの把握や、市民への正しい災害情報の発信、分断した避難所への物資輸送等の手段検討を行うとともに、やむを得ず車中泊避難を選択せざるを得ない避難者に対する環境を整備します。また、市民への防災意識の向上を図りながら、地域における自主防災活動の強化に向けた取組を推進します。

また、防犯対策にかかる広報・啓発、消費生活センター機能の充実を図ります。

基本施策

- 2-1 防災・減災対策の強化
- 2-2 地域安全対策の充実

⑥ 消防・救急体制の連携・充実

市民の生命と財産を守るための消防・救急、防災体制の整備を推進するとともに、救命効果の向上のための救急救命士の継続養成と応急手当の普及推進、火災予防啓発運動や広報活動を通じた市民の防火意識の啓発を推進します。

基本施策

- 2-3 消防・救急体制の充実

⑦ 次世代につなぐ都市基盤の整備

社会情勢の変化やまちづくりの視点も踏まえ、多様な住み方に応じた利便性の高い市営住宅の整備や廃棄物処理施設等の生活環境施設・設備の計画的な更新・整備に努めます。また、交通環境に配慮した道路整備の明確化、計画に基づいた橋梁等の修繕や計画的な架け替えを進めるとともに、水道・下水道事業の健全な経営を確保し、安全で安定的に供給できるよう水道施設の整備や老朽化等への対応、また、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上のため、計画的に施設の維持管理や整備を行います。

さらに、水産基地として安心安全な根室産水産物の全国供給を図るため、根室港の道路や物揚場、岸

壁等の国直轄事業における整備促進・機能強化に努めつつ、千島海溝沿い巨大地震による津波浸水被害が想定される花咲港区の機能補完等に加え、北海道太平洋沿岸道東地区の漁港等の避難港、緊急物資等の受入港としての役割を担うために、大規模災害にも耐えうる根室港区の港湾機能の向上・充実を図ります。

基本施策

- 2-4 安全と安心を未来につなぐ水道
- 2-5 次世代へ豊かな水環境をつなぐ下水道
- 2-6 生活環境施設の充実
- 2-7 住環境の改善
- 2-8 公園・緑地の環境整備の推進
- 2-9 道路・河川の整備と管理
- 2-10 港湾の機能強化

⑧ 持続可能な交通体系の確保

人口減少、少子高齢化の進行、自家用車の普及など社会情勢の変化に伴う利用者の減少、また、慢性的な乗務員不足や高齢化など、地域公共交通を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっているため、新たな交通手段導入の可能性を含め、多様な輸送手段を活用した総合的な交通体系の構築による公共交通空白地域への支援や、交通弱者の移動円滑化など持続可能な輸送支援を推進します。

基本施策

- 2-11 地域交通の維持確保



I
II 基本構想
III
IV
V

政策目標 3 ～教育・文化

人を育み、文化を創造するまち

将来のまちづくりに夢と希望を抱き、誰もが自分の存在と発信、貢献が他者に認知され、自分がその社会で欠かせない一員なのだ実感しながら、幸せや生きがいを感じる事が出来る「ウェルビーイングの向上」を目指す教育が求められています。

社会の変化や将来のまちづくりを見据えながら、持続可能な社会の創り手を育てる教育の充実、家庭・学校・地域が連携して子どもを育てる教育環境の充実、市民一人ひとりの生涯にわたる学習活動の充実や歴史・文化への理解とスポーツに親しむための効果的な施策を推進します。

⑨ 家庭・学校教育環境の充実

持続可能な社会の創り手を育てるため、資質能力を育成する教育の充実と併せ、インクルーシブ教育を推進し、児童生徒一人ひとりが、自分に最もふさわしい学び方を自ら選択し、試行錯誤を重ねながら達成感を味わうことができる学習指導を推進するとともに、知識及び技能や思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の育成に向けた取組を推進します。

基本施策

- 3-1 家庭教育の充実
- 3-2 義務教育の充実
- 3-3 高等学校教育の充実

⑩ 青少年の健全育成・生涯学習の推進

青少年の健やかな成長を促すため、安全・安心な居場所の確保と様々な学習・体験活動の機会の充実を図ります。また、青少年を取り巻く社会的課題の解決に向け、地域全体で取り組む環境づくりを進めるとともに、すべての人に生きがいのある、充実した活力ある地域社会を実現するため、自発的な学習活動への支援・充実を図ります。

基本施策

- 3-4 社会教育の推進

⑪ 歴史・文化継承とスポーツの推進

誰もが文化芸術活動に参加しやすい機会の充実を図るとともに、地域文化を継承するまちづくりを推進し、地域の歴史的資産である文化財の保存・活用を通じて、地域への愛着を育みます。

また、市民が生涯にわたって、スポーツ活動に親しむことができるよう、環境整備を進め、関係団体と連携・協力しながら、スポーツに触れ合う機会の充実を推進します。

基本施策

- 3-5 歴史・芸術文化・スポーツの振興



政策目標 4～自然・共生

自然と調和し、うるおいを感じられるまち

地球規模で環境問題が深刻化するなか、国においては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギーや新たなエネルギー政策の推進、地域と自然の共生を重視した新たな政策などが打ち出されています。

本市は、令和5年2月「2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指すゼロカーボンシティを表明しました。その実現に向けて、地域特有の強みを生かし、市民、企業、団体、行政が一体となって、持続可能な社会の構築と脱炭素の取組を進める必要があります。

また、本市の自然環境は、大きな魅力であり、その保護、保全を図るためには、行政だけではなく、市民、企業や関係行政機関等が一体となつての自然保護活動を推進することが必要となります。

とくに、風蓮湖・春国岱はラムサール条約登録湿地の指定を受けており、今後は野付半島、風蓮湖、根室半島を総合した国定公園化の実現に向けた機運醸成の推進も含め、将来にわたって持続的な環境を維持するための生態系にかかる自然環境調査や、自然保護意識の高揚を図る普及啓発活動の継続が重要となります。

⑫ カーボンニュートラルの取組の推進

地球温暖化対策に向け、地方公共団体実行計画に基づく市民・企業・行政の役割を明確化し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの推進など、地域特性を生かした取組を進めます。また、環境負荷の軽減に向けた循環型社会の形成と、水質汚濁や騒音・振動など公害防止や不法投棄防止対策を進め、安心で快適な生活環境を確保するとともに、市民一人ひとりの脱炭素・環境保全意識の醸成を推進します。

基本施策

- 4-1 カーボンニュートラルの推進
- 4-2 循環型社会の形成
- 4-3 環境保全の推進

⑬ 自然環境の保全

本市の貴重な自然資源を未来につなぐため、市民・企業・関係する行政機関等が連携し、自然保護ボランティアグループ等が実施する自然保護意識の高揚を図り、限りある自然資源を賢く利用する取組を支援します。

また、有害鳥獣対策においては「根室市鳥獣被害防止計画」に基づき、関係機関と協力しての捕獲事業や市民への普及啓発活動等、各種被害防止を図るための取組を進めます。

基本施策

- 4-4 自然保護の推進・自然環境の利用促進



政策目標5～地域経済

魅力あふれる地域資源を育み生かすまち

全国有数の水揚げを誇る水産都市として、北洋漁業の開拓とともに発展してきた本市は、日本の食料基地として重要な役割を担っています。

また、農林業、商工業、観光の各分野を加えた足腰の強い経済基盤を確立することが、安定的な雇用の創出につながるなど、持続可能な農林水産業の振興に向けた取組が一層重要となります。

⑭ 持続可能な農林水産業の振興

国際情勢や海洋環境に翻弄されない沿岸資源の増大に向け、新たな技術の研究に伴う各種施策の検討を実施するとともに、当該魚種の販路拡大に向けた、付加価値の高い水産食品の生産強化や、生産性向上を目指した水産食品製造業の生産基盤強化、根室産水産物の全国消費地のPRと、消費拡大に向けた連動する取組を進めます。

農業においては、高齢化や後継者不足により農業従事者の減少が進むなか、持続的で充実した農業従事者の確保対策が求められており、高い技術と優れた経営能力を持つ農業後継者の育成確保、第三者継承などの多様な経営継続手法の普及や新規就農者への支援体制強化、酪農ヘルパー等支援機関の利用促進、自給飼料増産及び質の向上、自給肥料利用率向上などの取組を推進します。林業においては、「根室市森林整備計画」に基づき、小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、森林環境譲与税を活用した担い手確保支援等を進め、低コストで効率的な森林整備を推進します。

基本施策

- 5-1 国際漁業対策
- 5-2 沿岸漁業の振興
- 5-3 養殖業の推進
- 5-4 漁業の担い手対策
- 5-5 水産食品製造業の振興
- 5-6 根室産水産物の消費拡大
- 5-7 農業の振興
- 5-8 林業の振興
- 5-9 海外との経済交流の推進
- 5-10 就業環境の充実

⑮ 活力を創造する商工業・観光の振興と交流・関係・定住人口の拡大

新規事業の創出を促進する創業等支援など、産業の活性化及び振興を図るための取組を進めるとともに、地域における新たな産業の創出や雇用安定化に繋がるよう、本市独自の補助制度等による優遇措置の周知と活用、誘致実現に向けた活動について積極的に推進します。

また、観光振興については、持続可能な観光地域づくりの取組を推進するとともに、各種イベントの安定的な運営や市民が参加しやすい環境づくりを支援し、観光情報発信による国内外からの誘客促進、案内板等の多言語化支援等、インバウンドを含めた観光客の受入れ環境の充実を図ります。

東京圏をはじめ、大都市では地方回帰や二地域居住へのニーズが高まっており、移住・定住を促進するため、本市の魅力さをさらに高めることが必要です。

夏の冷涼な気候、冬の積雪の少なさ等、本市の具体的なライフスタイルの提案を通して、移住希望先としての魅力発信に努め、定住につながるサポート体制を整備します。

基本施策

- 5-11 商工業の振興
- 5-12 自然・歴史・食観光の振興

- 5-13 産業連携の促進
- 5-14 移住交流の促進



政策目標6～北方領土

北方領土の復帰をめざすまち

1日も早い北方領土の復帰を実現するためには、政府の外交交渉を後押しする返還要求運動を強力に推進していくことが最も重要です。
元島民の高齢化が進むなか、特に若い世代をはじめ、国民に広く北方領土問題を知ってもらうための啓発事業の展開、施策の推進に取り組み、運動を先細りさせないための後継者の育成に繋がる施策等を進めていく必要があります。

⑩ 北方領土返還を見据えた新たな交流・体制の構築

ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、長年積み重ねられてきた平和条約交渉が中断し、北方四島交流及び自由訪問についての合意の効力がロシア政府により停止されるなど、日露関係は極めて厳しい状況が続いています。

北方領土返還要求運動原点の地として、一層の国内外世論の喚起はもとより、特に若い世代向けのSNS等を活用した積極的な領土問題の啓発発信等、さらなる取組を進めるとともに、北方領土返還を見据えた新たな交流・体制の構築を図ります。

基本施策

- 6-1 北方領土の復帰をめざす取組の推進
- 6-2 北方領土の復帰に向けた社会基盤の整備



I
II 基本構想
III
IV
V

行政運営

基本構想の推進方針

NPO法人やボランティア団体等が、根室市のまちづくりの担い手として自主的に公益活動を展開し、各地区における地域運営について行政とのバランスがとれている必要があります。

また、性別に関わらず人権が尊重され、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮する社会の実現が求められており、責任を担い合う男女共同参画のまちづくりを進めます。

近年、増加している外国人住民が、日本人住民同様の市民サービスを享受し、国籍や文化、言語の違いを超えて、相互に理解し合いながら活躍できる地域社会の構築が求められています。

また、人口減少社会においても、地域社会の発展や持続可能なまちづくりを進めるため、ICTを活用した地域課題の解決や改善に向けた取組は必要です。

デジタルの扱いには個人差があり、すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できるようにすることが求められています。

行政運営においてもデジタル技術を活用した業務の効率化や職員数の減少への対応を図り、市民サービスの向上に繋げることが重要です。

⑰ 個性と能力を発揮でき、多文化を理解尊重する地域社会の形成

仕事の分野での女性参画や意思決定過程への女性参画は徐々に進んでいますが、性別役割分担意識（「男だから、女だから」といった無意識の思い込み「アンコンシャス・バイアス」）は未だに残っているのが現状です。性別にとらわれず、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会とするためには、より幅広い観点からの意識の醸成が求められています。

本市は今後、アンコンシャス・バイアスの払拭のための情報発信や、性別に関わらず、家事や育児、地域活動に主体的に参画できる意識の醸成、被害が潜在化しやすいDVや性被害をはじめとした暴力やハラスメントのない社会醸成、子どもの権利擁護や意見表明、社会参画を目指す取組を進めます。

また、少子高齢化による人口減少が進行するなか、多様な文化や言語を持つ外国人住民は増加傾向にあり、地域の一員として受け入れ、共に協力し合いながら生活する地域社会の構築と、さらには姉妹都市交流等を通じた国際的視野を併せ持つ日本人住民の増大を目指します。

基本施策

- 1 コミュニティ活動の活性化
- 2 人権・多様性の尊重
- 3 男女共同参画の促進
- 4 多文化共生の促進・国際交流、姉妹都市交流の推進

⑱ 開かれた市政運営と市民協働

市民ニーズは高度化、多様化しており、行政に留まらず、市民・企業・NPO法人・学校などと地域課題を共有し、協働で解決する仕組みづくりが必要です。

また、市政運営においても、市の情報を的確に共有し、市民への説明責任を果たすとともに、市民が、市の意志決定に関わることのできる仕組みづくりが必要です。広報誌やホームページ、SNSをはじめとした多様な手段での情報公開を充実させ、パブリックコメント制度など市民の声を広く市政に反映させ、市政への関心を高める取組を推進します。

基本施策

- 5 開かれた市政運営と市民協働
- 6 シティプロモーションの推進

⑲ 効率的な行政執行の推進と情報化社会への対応

人口減少社会においては、行政職員の人材不足も大きく影響を受けます。自治体業務にデジタル技術を導入し、さまざまな市民サービスの向上や業務の効率化を図るとともに、内部事務の効率化により、従来の行政職員の負担を減らし、住民サービスの増進を図ります。

デジタル技術を活用してデータ分析を推進することにより、合理的根拠に基づく行政運営に努めるとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮したウェブやアプリの作成・活用、高齢者やデジタルに不慣れな市民への支援など、本市職員自らがDXを推進する能力についても育成します。

基本施策

- 7 計画的で持続可能な財政運営
- 8 デジタル基盤整備
- 9 人材の育成・確保

